

平成20年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日時：平成20年4月22日(火)
13:30～16:00
場所：全建総連(4階)中会議室

開会の挨拶(三輪技術検査課長)

議事

1 役員の選出について

(1) 委員長の指名

委員の互選により、委員長に安田孝志委員を選出

(2) 副委員長の指名

委員長が副委員長に和田清委員を指名。

(3) 議事概要書署名委員の指名

委員長が署名委員として新家則之委員、大野栄治委員、小里育湖委員の3委員を指名。

2 平成20年度のスケジュール等について

(1) 市町村事業の再評価^{*1}について

【審議内容】

市町村等の長から審議依頼のあった23事業の再評価についても、本委員会において取り組むこととする。

(2) 再評価^{*1}実施事業の概要について

【審議内容】

Q) 再評価は、事業に着手しているものを対象としているのでしょうか。

また、再評価と再々評価の区分についてどのように分けているのでしょうか。

A) 再評価は、事業期間としまして5年あるいは10年を単位として評価していますが、事業によっては規模が大きく予定の期間に終わらなかった事業や問題があって事業を中断せざるを得なかった場合に問題が解決された後、再開する場合があります。

5年、10年と評価する年が2回、3回と何回も重なった場合に再々評価としております。

Q) 再評価は事業種毎に定められているのでしょうか。

A) 国の基準により事業毎に再評価の期間が定められています。

Q) 再評価は、採択から5年間を経過しても未着工のもの、または10年を経過しても事業が終わっていないもの。

再々評価は、それを2回以上繰り返している事業で、再々評価になっているものが結構問題があるものだと思っています。

A) ご指摘のありましたように再評価は事業に着手していないものも対象としております。

各事業の状況については、今後の委員会で報告させていただきます。

【審議結果】

平成20年度は、別表に掲げる49箇所(県事業26・市町村事業23)の審議を行うものとする。

(3) 事後評価^{*2}の実施について

【審議内容】

審議箇所については、審議箇所選定の客観性及び透明性を確保するため、各担当課で事業規模の最も大きい箇所を選定することとする。

【審議結果】

本委員会において、事後評価についても取り組むこととし、審議箇所は対象15事業のうち各事業課の代表箇所として以下の5箇所とする。

事業名	地区名 (路線名・河川名等)	施行場所	事業課名
県営農林地一体開発整備 ^ハ 仰ツ事業	本谷	郡上市(旧:高鷲村)	農地整備課
水源地域森林総合整備	丸野	中津川市(旧:川上村)	治山課
道路改築事業	一般国道248号	多治見市	道路建設課
公共街路事業・地方道路整備臨時交付金事業	大垣～一宮線	羽島市竹鼻	街路公園課
高度浄水施設整備事業	東部広域水道(可茂地域)	可児市川合地内	水道企業課

(4) 緑資源幹線林道^{*3}の審議の承認について

【審議内容】

Q) 岐阜県は、森林率が全国的に2番目に高い県であります。森林は、CO₂の削減に大きな役割を果たすものであります。
このような観点からも林道整備は、重要な事業だと思われれます。

Q) 破産状態の林道を岐阜県が引き受けて将来的に採算性はあるのでしょうか。現在、施工が途中となっている林道については、国が今後も施工する部分はあるが、後は、県に宜しくでは、国や県の財政が厳しい中、財政がなおも圧迫されることが懸念されます。
また、現在の林業の状況からも、ほとんどが外材輸入に頼っていることや、国内の林業のコストから採算できると思われれない。

Q) 今後の委員会の審議に入るうえでは、岐阜県として効果的に税金を使い林道事業を行えるよう検討し委員会に諮られるようお願いいたします。

Q) 緑資源幹線林道について、実際、見に行かせて頂いたこともあります。また、地元の方にもお話を伺ったことありますし地元市議員も視察していることは存じています。
その中で、大変立派な林道ではありますが、地元の林業者にとっては、法面は高く、とても軽トラックを道脇に止めてすぐに山へ入っていくことは困難です。
林業者にとっては、自動車道のようなものではなく、山仕事が容易に行える作業道を求めています。
緑資源幹線林道は他の道路事業とオーバーラップしていると思われる路線もあるため考えて頂ければと思います。
また林野庁も緑資源幹線林道に関する評価委員会を設けており議事録を拝見させていただいたところ、岐阜県の緑資源幹線林道に関する審議も記載されております。この議事録の中に猛禽類に関する調査の必要性等が記載されておりましたが資料が膨大なため全て理解することが困難です。
このため、当委員会で審議するときには、林野庁の評価委員会の資料等の必要な部分を抜き出して提供して頂きたい。

【審議結果】

緑資源幹線林道の事業全体の進め方をはじめ、継続箇所や未着手箇所に係る対応方針を平成20年度の本委員会での審議事項として承認する。

(5) 現地調査の実施について

【審議結果】

次の4箇所について、現地調査を実施する。調査日は5月16日(金)とする。

事業名・箇所名	調査場所
流域下水道事業(木曾川右岸処理区)	各務原市前渡西町
連続立体交差事業	岐阜市加納
県営広域営農団地農道整備事業	養老町有尾
緑資源幹線林道	揖斐川町春日美東

(6) 平成20年度委員会の開催計画について

【審議結果】

以下の日程で委員会を開催する。

なお、事後評価については、12~2月に委員会を開催し審議を行う。

	開催日	会議概要
第2回委員会	5月16日(金)	現地調査
第3回委員会	6月3日(火) 13:15~	再評価詳細審議(市町村等事業) 森林整備課所管事業(2件) 河川課所管事業(1件) 街路公園課所管事業(4件)
第4回委員会	7月23日(木) 13:15~	再評価詳細審議 森林整備課所管事業(5件) 治山課所管事業(1件) 下水道課所管事業(2件) 緑資源幹線林道 森林整備課所管事業(1件)
第5回委員会	8月5日(火) 13:15~	再評価詳細審議 農地整備課所管事業(4件) 森林整備課所管事業(6件)
第6回委員会	8月22日(金) 13:15~	再評価詳細審議 道路建設課所管事業(2件) 河川課所管事業(3件) (うち1件報告案件)*4 砂防課所管事業(1件) 街路公園課所管事業(1件)
第7回委員会	9月5日(金) 13:15~	再評価詳細審議(市町村等事業) 下水道課所管事業(14件) 街路公園課所管事業(1件)
第8回委員会	12~2月頃	事後評価 本日選定した5箇所の審議を実施 再評価詳細審議 河川課所管事業報告(2件)*4

閉会のあいさつ(古田建設技術企画監)

委員会の様子



- * 1 (再評価)
事業の採択後一定期間を経過した後も着工されていない事業、事業の採択後既に長期間が経過している事業の評価。
- * 2 (事後評価)
事業完了後（暫定供用後を含む）1年間を経過した大規模な事業の評価。
但し、河川事業等、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後に評価する。
- * 3 (緑資源幹線林道)
その他委員長が必要と認める事務
- * 4 第6、8回委員会の河川課所管事業は、岐阜県事業評価監視委員会運営要領第2の4に基づく河川整備計画策定による報告。
【岐阜県事業評価監視委員会運営要領（抜粋）】
第2 委員会の会議の運営に関する事項
4 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、学識経験者等から構成される委員会等（以下「流域委員会等」という。）が設置されている場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果について、本委員会に報告するものとする。